

## 広島県社会福祉士会 HP へ掲載する復興支援活動内容

2018.9.10

### ・ 士業連絡会 矢野町公民館「家の相談会」派遣 (9/8 16時半～19時)

派遣者2名(社会福祉士2名、弁護士2名、司法書士1名、建築士1名)

#### 【三上理事報告】

16:30に集合し、相談会の打ち合わせ終了後に「震災がつなぐ全国ネットワーク」松山事務局長のご案内で付隣の被災住宅を数件見学しました。

今もなお災害の爪痕は深く、復興には多くの時間が掛かるであろう現実を改めて認識しました。

本日のイベントは「復興コンサート」と銘打ち18:00～19:50までの時間、演歌歌手のよるステージ、元サッカー選手のトーク、屋台等様々な催し物で現地の皆さまを元気づける企画でした。その間、士業による相談会を実施する予定でした。

しかし、当日16:20に広島市は「大雨警報」が発令されており、イベントそのものを開催するか主催側は検討をされていました。

結局、時間を大幅に短縮し18:30までのイベント開催と決定しました。

相談会への来場は計4件あり、私は1件を司法書士の方と共に担当しました。

内容は、駐車場を管理している不動産屋さんからの相談で、駐車場が土砂で埋まり、土砂掻きをしても駐車場として使用できない程の損壊がある。

罹災証明は取得できないが、税制面で何か優遇措置は有るか？境界も官民・民民の両方あるのだが分からなくなってしまっているといった内容でした。

現実的には損害に対しては各自で加入している保険で賄うことになり、境界に関して行政は関与できないので専門家に委ねることとなると思われるが、それでも一度行政に相談してみてもと安芸税務室を紹介しました。

また、余談として話されたのですが、賃貸契約をされている店子の方が高齢者であって、床上浸水の被害があったケース。

土砂掻きはしていただいたのだが、当然床は土まみれの状態。その高齢者はそれでも土足で床を歩くことに抵抗があり、裸足で歩いているうちに足が傷つきそこから黴菌が入り入院せざるを得なくなったとのこと。入院期間中にリフォームは出来たのだが、その高齢者の土足はいけないといった心理心境について思いが及ばなかったと話されておられました。

対応してみて、声なき声を拾っていく支援(アウトリーチ)が必要であると感じました。

以上、簡単ではありますが報告させていただきます。